

令和5年4月からは

# 専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座

になりました。

受講料の **50%** がハローワークから支給されます！



教育訓練給付制度（職業実践教育訓練）とは、

一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定した講座を受講し、修了した場合に対象となります。

## 【支給額】

- 受講者本人が専門実践教育訓練実施者（学校法人穴吹学園）に対して支払った教育訓練経費の**50%**に相当する額が公共職業安定所（ハローワーク）から支給されます。
- 介護福祉士国家資格を取得し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合、**20%**が追加支給（合計**70%**）されます。

## 【給付を受けることができる方】

- 雇用保険の被保険者（※）（在職者）

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある方。

- 雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある方。

専門実践教育訓練給付金を受けようと思われる方は、**受講開始1か月前**までに住所管轄の公共職業安定所（ハローワーク）で受給資格確認申請を行う必要があります。

※内容は変更される場合がありますので、必ずお住まいの近くのハローワークでご確認下さい。

学校法人 穴吹学園

専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ

〒760-0021 香川県高松市西の丸町 14-10

穴吹パティシエ福祉カレッジ実務者研修

検索

TEL 087-823-5566

## 【専門実践教育訓練給付金に関するよくある質問】

～ 厚生労働省ホームページから抜粋 ～

### Q 1. 専門実践教育訓練給付金の支給要件は？

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練講座を修了する見込みで受講している方となります。

#### ① 雇用保険の被保険者（※）（在職者）

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある方。

#### ② 雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある方。

### Q 2. 受講開始日とは？

受講開始日とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日です。通信制の場合は、教材などの発送日で、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日となります。ともに厚生労働大臣が指定する期間内であることが必要です。

### Q 3. 支給要件期間とは？

支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主に被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。この被保険者資格を取得する前の1年間に、他の事業所に雇用され、被保険者等だったことがある場合は、この被保険者等であった期間も通算します。

ただし、過去に一般教育訓練または専門実践教育訓練に関する教育訓練給付金を受給したことがある場合、その訓練の受講開始日より前の被保険者等だった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上にならないと、新たな資格を得ることはできません。また、このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。